

# 社会福祉法人 光栄会の定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 一般相談支援事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 老人デイサービス事業の経営
- (ホ) 老人介護支援センターの経営
- (ヘ) 障害児通所支援事業の経営
- (ト) 特定相談支援事業の経営
- (チ) 障害児相談支援事業の経営
- (リ) 認知症対応型老人共同生活援助の経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人光栄会という。

### (経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を山口県宇部市大字東岐波字道田223番地に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第五条 この法人に評議員11名以上から14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が700,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第十条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議決を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第十四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第四章 役員及び職員

#### (役員の定数)

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上13名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を名誉理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び名誉理事長以外の理事3名を業務執行理事とし、業務執行理事のうち、1名を常務理事とする。

#### (役員を選任)

第十六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

第十七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第十八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (役員任期)

第十九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第十五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

#### (構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建物

1, 山口県宇部市大字善和字二ツ土手 355 番地 10 所在

コンクリートブロック鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺二階建	本館	266.53㎡
コンクリートブロック造陸屋根平家建	寮	245.80㎡
	寮	195.96㎡
	寮	383.83㎡
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	寮	366.29㎡
コンクリートブロック、鉄骨造陸屋根平家建	食堂・浴室	243.34㎡
軽量鉄骨造スレート葺平家建	調理室	56.00㎡
コンクリートブロック造木造セメント瓦葺平家建	寮	120.23㎡
鉄骨造スレート葺平家建	作業棟	137.44㎡
鉄骨造陸屋根2階建	指導棟	330.00㎡
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	講堂	194.66㎡

2, 山口県宇部市大字善和字二ツ土手 355 番地 6、355 番地 49、字上二ツ土手 1016 番地所在

鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根2階建	食堂・浴室・指導棟	468.00㎡
軽量鉄骨造スレート葺平家建	作業棟	60.00㎡

	作業棟	75.02㎡
	作業棟	101.92㎡
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	保健室棟	60.00㎡
木造セメント瓦葺平家建	寄宿舍棟	105.00㎡
3, 山口県吉敷郡阿知須町字慶尺 2580 番地 1・2580 番地 2 所在		
鉄筋コンクリート造陸屋根アルミニウム板葺平家建	養護所	480.00㎡
4, 山口県宇部市大字西岐波字吉田 1018 番地 6 所在		
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	養護所	156.00㎡
5, 山口県宇部市大字東岐波字横尾新開 1451 番地 1 所在		
鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建	更生施設	1,919.29㎡
6, 山口県宇部市大字東岐波字道田 223 番地 所在		
鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建	老人ホーム	5,045.26㎡
7, 山口県宇部市大字東岐波字横尾新開 1453 番地 1 所在		
鉄骨造スレートぶき平屋建	作業所	239.27㎡
8, 山口県宇部市大字東岐波 5860 番地 10-1 所在		
鉄骨造合金メッキ鋼板 2 階建	老人福祉施設・デイサービスセンター	
	1階	デイサービスセンター 498.17㎡
	1階	在宅介護支援センター 84.23㎡
9, 山口県宇部市大字東岐波 5860 番地 10-2 所在		
木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	グループホーム	584.04㎡
10, 山口県山口市阿知須慶尺浴 4284 番地 12 所在		
木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	グループホーム	486.91㎡
11, 山口県宇部市大字東岐波字東扇田 1948 番地 3 所在		
木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	グループホーム	486.91㎡
12, 山口県宇部市大字東岐波字丸山 5911 番地 1 所在		
木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	グループホーム	508.03㎡
13, 山口県宇部市大字東岐波字丸山 5911 番地 1 所在		
鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	デイサービスセンター	252.15㎡
14, 山口県宇部市大字東岐波字横尾村 746 番地 7 所在		
鉄骨造陸屋根 3 階建	支援施設	2,045.99㎡

- 15, 山口県宇部市大字東岐波字吉田山所在  
 木造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平屋建 デイサービスセンター 202.38㎡  
 木造合金メッキ鋼板平屋建 寄宿舍 88.12㎡
- 16, 山口県宇部市大字東岐波字横尾新開 1449 番地 1、1450 番地 2, 宇部市大字東岐波字道田 223 番地 3, 山口市阿知須慶尺 2580 番地 1 所在  
 木鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建 老人福祉施設・デイサービスセンター  
 1 階 デイサービスセンター 805.98㎡  
 2 階 老人福祉施設 819.01㎡
- 17, 山口県宇部市大字東岐波字横尾村 1196 番地 16、宇部市大字東岐波字古原田 5860 番地 6、宇部市大字東岐波字横尾村 1196 番地 307、宇部市大字東岐波字古原田 5860 番地 10、5860 番地 3、5860 番地 9、宇部市大字東岐波字横尾村 1196 番地 324 所在  
 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建  
 老人福祉施設 1 階部分 629.26㎡  
 グループホーム 1 階部分 45.71㎡  
 グループホーム 2 階部分 546.58㎡
- 18, 山口県宇部市あすとぴあ六丁目 11 番地 3 所在  
 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 支援施設 666.62㎡  
 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 デイサービスセンター・支援施設 239.32㎡

## (2) 土地

- |     |                           |    |     |     |            |
|-----|---------------------------|----|-----|-----|------------|
| 1,  | 山口県宇部市大字東岐波字道田 222 番 1    | 所在 | 山林  | 1 筆 | 10,243.00㎡ |
| 2,  | 山口県宇部市大字東岐波字道田 226 番 1    | 所在 | 山林  | 1 筆 | 69.00㎡     |
| 3,  | 山口県宇部市大字東岐波字日野山 220 番 4   | 所在 | 山林  | 1 筆 | 5.14㎡      |
| 4,  | 山口県宇部市大字東岐波字横尾新開 1451 番 1 | 所在 | 雑種地 | 1 筆 | 4,527.00㎡  |
| 5,  | 山口県宇部市大字東岐波字横尾新開 1456 番 1 | 所在 | 山林  | 1 筆 | 459.00㎡    |
| 6,  | 山口県宇部市大字東岐波字横尾新開 1456 番 5 | 所在 | 山林  | 1 筆 | 479.00㎡    |
| 7,  | 山口県宇部市大字東岐波字道田 223 番      | 所在 | 山林  | 1 筆 | 1,114.00㎡  |
| 8,  | 山口県宇部市大字東岐波字横尾新開 1453 番 1 | 所在 | 畑   | 1 筆 | 1,408.00㎡  |
| 9,  | 山口県宇部市大字東岐波字道田 233 番 2    | 所在 | 畑   | 1 筆 | 142.00㎡    |
| 10, | 山口県宇部市大字東岐波字道田 6714 番     | 所在 | 畑   | 1 筆 | 598.00㎡    |
| 11, | 山口県宇部市大字東岐波字道田 6713 番     | 所在 | 宅地  | 1 筆 | 271.00㎡    |
| 12, | 山口県宇部市大字東岐波字横尾新開 1450 番 3 | 所在 | 宅地  | 1 筆 | 285.21㎡    |
| 13, | 山口県宇部市大字東岐波字横尾新開 1450 番 4 | 所在 | 宅地  | 1 筆 | 639.81㎡    |
| 14, | 山口県宇部市大字東岐波字道田 225 番      | 所在 | 山林  | 1 筆 | 945.00㎡    |
| 15, | 山口県宇部市大字東岐波字道田 226 番 2    | 所在 | 山林  | 1 筆 | 280.00㎡    |
| 16, | 山口県宇部市大字東岐波字道田 236 番 3    | 所在 | 山林  | 1 筆 | 932.00㎡    |
| 17, | 山口県宇部市大字東岐波字道田 237 番 1    | 所在 | 山林  | 1 筆 | 439.00㎡    |
| 18, | 山口県宇部市大字東岐波字道田 237 番 3    | 所在 | 山林  | 1 筆 | 1,309.00㎡  |
| 19, | 山口県宇部市大字東岐波字道田 238 番 2    | 所在 | 山林  | 1 筆 | 264.00㎡    |

20,	山口県宇部市大字東岐波字道田 1422 番 1	所在	山林	1筆	442.00㎡
21,	山口県宇部市大字東岐波字横尾東 1508 番 1	所在	山林	1筆	29.00㎡
22,	山口県宇部市大字善和字上二ツ土手 1018 番 2	所在	雑種地	1筆	113.00㎡
23,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 57	所在	山林	1筆	65.00㎡
24,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 58	所在	山林	1筆	49.00㎡
25,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 59	所在	山林	1筆	11.00㎡
26,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 60	所在	山林	1筆	148.00㎡
27,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 61	所在	山林	1筆	78.00㎡
28,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 65	所在	宅地	1筆	181.09㎡
29,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 66	所在	山林	1筆	371.00㎡
30,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 69	所在	宅地	1筆	20.24㎡
31,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 70	所在	宅地	1筆	0.50㎡
32,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 71	所在	宅地	1筆	21.10㎡
33,	山口県宇部市大字東岐波字丸山 5911 番 1	所在	宅地	1筆	1724.55㎡
34,	山口県宇部市大字東岐波字丸山 5911 番 7	所在	宅地	1筆	59.98㎡
35,	山口県宇部市大字東岐波字横尾村 746 番 7	所在	宅地	1筆	3486.23㎡
36,	山口県宇部市大字東岐波字古原田 5860 番 2	所在	宅地	1筆	698.45㎡
37,	山口県宇部市大字東岐波字古原田 5860 番 5	所在	宅地	1筆	7.95㎡
38,	山口県宇部市大字東岐波字古原田 5860 番 6	所在	宅地	1筆	504.64㎡
39,	山口県宇部市大字東岐波字古原田 5860 番 9	所在	用悪水路	1筆	12.00㎡
40,	山口県宇部市大字東岐波字古原田 5860 番 10	所在	宅地	1筆	619.13㎡
41,	山口県宇部市大字東岐波字古原田 5860 番 12	所在	宅地	1筆	342.61㎡
42,	山口県宇部市大字東岐波字古原田 5860 番 20	所在	宅地	1筆	668.51㎡
43,	山口県宇部市大字東岐波字古原田 5860 番 24	所在	公園	1筆	355.00㎡
44,	山口県宇部市大字東岐波字古原田 5860 番 25	所在	宅地	1筆	1091.24㎡
45,	山口県宇部市大字東岐波字古原田 5860 番 29	所在	公衆用道路	1筆	31.00㎡
46,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 20	所在	宅地	1筆	17.49㎡
47,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 38	所在	山林	1筆	67.00㎡
48,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 39	所在	山林	1筆	190.00㎡
49,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 42	所在	宅地	1筆	226.81㎡
50,	山口県宇部市大字東岐波字古原田村 1185 番 48	所在	宅地	1筆	262.46㎡
51,	山口県宇部市大字東岐波字横尾村 1196 番 307	所在	宅地	1筆	374.21㎡
52,	山口県宇部市大字東岐波字横尾村 1196 番 311	所在	宅地	1筆	763.22㎡
53,	山口県宇部市大字東岐波字横尾村 1196 番 317	所在	宅地	1筆	273.73㎡
54,	山口県宇部市大字東岐波字横尾村 1196 番 319	所在	公衆用道路	1筆	30.00㎡
55,	山口県宇部市大字東岐波字横尾村 1196 番 320	所在	宅地	1筆	152.85㎡
56,	山口県宇部市大字東岐波字横尾村 1196 番 324	所在	用悪水路	1筆	12.00㎡
57,	山口県宇部市大字東岐波字横尾村 1196 番 334	所在	宅地	1筆	81.52㎡
58,	山口県宇部市大字東岐波字横尾村 1196 番 335	所在	公衆用道路	1筆	71.00㎡
59,	山口県宇部市大字東岐波字東扇田 1948 番 1	所在	田	1筆	674.00㎡
60,	山口県宇部市大字東岐波字東扇田 1948 番 3	所在	宅地	1筆	950.00㎡
61,	山口県宇部市大字東岐波字東扇田 1949 番	所在	田	1筆	628.00㎡



62,	山口県宇部市大字東岐波字東扇田 1950 番 1	所在	田	1筆	485.00㎡
63,	山口県宇部市大字東岐波字古原田浴頭 5869 番 3	所在	雑種地	1筆	454.00㎡
64,	山口県山口市阿知須慶尺浴 4284 番 12	所在	宅地	1筆	934.25㎡
65,	山口県山口市阿知須慶尺浴 4284 番 5	所在	雑種地	1筆	85.00㎡
66,	山口県宇部市大字東岐波字吉田山 4668 番 3	所在	雑種地	1筆	480.00㎡
67,	山口県宇部市大字東岐波字吉田山 4668 番 8	所在	雑種地	1筆	427.00㎡
68,	山口県山口市阿知須慶尺 2580 番 1	所在	宅地	1筆	1,326.39㎡
69,	山口県宇部市大字東岐波字横尾新開 1449 番 1	所在	雑種地	1筆	3,161.00㎡
70,	山口県宇部市大字東岐波字横尾新開 1450 番 2	所在	宅地	1筆	40.06㎡
71,	山口県宇部市大字東岐波八谷 4940 番 1	所在	宅地	1筆	364.32㎡
72,	山口県宇部市大字東岐波八谷 1181 番 1	所在	宅地	1筆	165.00㎡
73,	山口県宇部市大字東岐波八谷 1181 番 2	所在	宅地	1筆	52.00㎡
74,	山口県宇部市大字東岐波八谷 4941 番 1	所在	宅地	1筆	285.00㎡
75,	山口県山口市阿知須慶尺 2580 番 2	所在	宅地	1筆	1,551.68㎡
76,	山口県宇部市あすとびあ六丁目 11 番 3	所在	宅地	1筆	10,000.17㎡

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、山口県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山口県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業計画及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就業・生活支援センターの設置経営
- (2) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の設置経営
- (4) 地域包括支援センター（宇部市東部第1地域包括支援センター）の受託経営
- (5) 介護職員初任者研修事業の運営
- (6) 有料老人ホームの経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第八章 解散

### (解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第三八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

### (定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山口県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山口県知事に届け出なければならない。

## 第十章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人光栄会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 付則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事	木 村 英 雄
理 事	山 村 猪 佐 人
理 事	厚 東 鉄 雄
理 事	上 田 芳 江
理 事	村 上 誠

理 事	箱 田 利 彦
理 事	野 村 キ ヌ エ
理 事	仁 多 操
監 事	小 林 新 蔵
監 事	田 村 清

- 付則 この定款は、昭和44年 9月24日から施行する。
- 付則 この定款は、昭和45年 2月 6日から施行する。(第1条・第13条)
- 付則 この定款は、昭和45年 5月30日から施行する。(第1条・第13条)
- 付則 この定款は、昭和46年12月22日から施行する。(第1条・第13条)
- 付則 この定款は、昭和49年 2月 1日から施行する。  
(第1条・第5条・第6条・第13条・第14条・第18条・第20条・第23条)
- 付則 この定款は、昭和50年 7月 5日から施行する。(第1条・第13条)
- 付則 この定款は、昭和53年 1月27日から施行する。(第13条)
- 付則 この定款は、昭和55年10月30日から施行する。(第1条・第4条・第13条)
- 付則 この定款は、昭和54年 6月27日から施行する。(第9条・第13条・第14条)
- 付則 この定款は、昭和58年 3月 9日から施行する。(第1条)
- 付則 この定款は、昭和58年 3月22日から施行する。(第1条・第13条)
- 付則 この定款は、昭和61年 7月 1日から施行する。  
(第4条・第9条・第10条・第12条・第13条・第22条・第25条)
- 付則 この定款は、平成 1年 8月11日から施行する。  
(第5条・第7条・第14条・第15条・第16条・第19条・第22条・第24条・第25条)
- 付則 この定款は、平成 2年11月 7日から施行する。(第1条・第4条)
- 付則 この定款は、平成 3年 7月 3日から施行する。  
(第1条・第4条・第5条・第9条・第11条・第12条・第15条・第19条)
- 付則 この定款は、平成 5年11月10日から施行する。  
(第1条・第2条・第4条・第5条・第10条・第11条)
- 付則 この定款は、平成 6年 2月25日から施行する。(第5条・第17条)
- 付則 この定款は、平成 7年 9月27日から施行する。(第1条・第12条)
- 付則 この定款は、平成 9年 1月19日から施行する。(第12条)
- 付則 この定款は、平成10年 1月27日から施行する。  
(第9条・第17条・第18条の2)
- 付則 この定款は、平成11年 7月 6日から施行する。(第4条)
- 付則 この定款は、平成11年11月 5日から施行する。  
(第1条・第2条・第4条の4・第17条の2・第24条)
- 付則 この定款は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 付則 この定款は、平成13年10月 1日から施行する。
- 付則 この定款は、平成14年 4月 1日から施行する。
- 付則 この定款は、平成14年 9月18日から施行する。  
(但し、第五条・第十三条については、平成14年6月18日から適用する)
- 付則 この定款は、平成15年 3月 4日から施行する。  
(但し、第一条(2)については、平成14年11月 1日から適用する)

- 付則 この定款は、平成15年 4月 3日から施行する。
- 付則 この定款は、平成16年 2月 9日から施行する (第1条・第33条)。
- 付則 この定款は、平成16年 4月 6日から施行する (第18条)。
- 付則 この定款は、平成16年 9月 1日から施行する (第1条・第18条)。
- 付則 この定款は、平成16年 9月 1日から施行する (第4条)。
- 付則 この定款は、平成16年 9月 1日から施行する (第18条)。
- 付則 この定款は、平成17年 1月27日から施行する  
(第18条・第19条・第27条)。
- 付則 この定款は、平成17年 5月25日から施行する  
(第3条・第5条・第9条・第13条・第14条・第18条・第27条・第28条)。
- 付則 この定款は、平成17年 6月13日から施行する (第5条・第13条)。
- 付則 この定款は、平成18年 4月 1日から施行する (第1条)。
- 付則 この定款は、平成18年 5月27日から施行する (第5条・第13条・第18条)。
- 付則 この定款は、平成18年10月 1日から施行する (第1条・第27条)。
- 付則 この定款は、平成19年 5月23日から施行する (第18条)。
- 付則 この定款は、平成20年 4月 1日から施行する (第1条, 第18条)。
- 付則 この定款は、平成21年 4月 1日から施行する  
(第1条, 第7条, 第11条, 第18条)。
- 付則 この定款は、平成22年 4月 1日から施行する (第18条)。
- 付則 この定款は、平成22年 5月25日から施行する (第27条)。
- 付則 この定款は、平成22年 7月 1日から施行する (第1条, 第27条)。
- 付則 この定款は、平成23年 1月26日から施行する (第18条)。
- 付則 この定款は、平成23年 3月23日から施行する (第18条)。
- 付則 この定款は、平成24年 4月 1日から施行する  
(第1条, 第5条, 第13条, 第18条)。
- 付則 この定款は、平成24年 4月 1日から施行する (第1条, 第27条)。
- 付則 この定款は、平成24年 5月 1日から施行する (第18条)。
- 付則 この定款は、平成25年 1月 1日から施行する (第5条, 第18条)。
- 付則 この定款は、平成25年 4月 1日から施行する (第27条)。
- 付則 この定款は、平成25年 8月 1日から施行する (第18条, 第27条)。
- 付則 この定款は、平成25年10月 1日から施行する (第18条)。
- 付則 この定款は、平成27年 2月 1日から施行する (第1条)。
- 付則 この定款は、平成27年 6月 1日から施行する (第18条)。
- 付則 この定款は、平成27年10月 8日から施行する (第27条)。
- 付則 この定款は、平成28年 7月20日から施行する (第18条)。
- 付則 この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

#### 参考

平成28年10月8日現在の役員は、次のとおり。

(理事及び監事の任期は、平成29年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結時まで、  
評議員の任期は、平成29年3月31日までとする)

俊二男榮之	史二	俊二男之
ろ子子子子		ろ子子孟子
恵り恵子子		美子ツ枝子
子子子子		美子行範子
子子子子		恵子恵正昭子
英雄文	博康	英雄文浩
浩ひ直え千純	田橋	ひ直純久セ俊登恵孝え千幸幸義貴
森田野本久田藤富近上	津高	森田野久本田藤上本原野重井市村富近辺田谷川
光原中江吉濱伊福為井	理事	光原中吉江濱伊井山濱上上藤城岡福為渡丸大堀
理事理事理事理事理事理事理事	監監	評評評評評評評評評評評評評評評評評評評評評評評評評評評評
理事理事理事理事理事理事理事		員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員員